

福島県地球温暖化対策推進計画 概要(1/3)

序章

- 計画期間の終了
- パリ協定の本格運用、国の2050年カーボンニュートラル宣言
- 福島県2050年カーボンニュートラル宣言

第1章 計画策定の背景

- 1 計画策定の背景
 - ・ 地球温暖化は喫緊の課題
 - ・ IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書（自然科学的根拠）「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と評価。
 - ・ COP26「産業革命前からの気温上昇を1.5度に抑える努力を追求」
- 2 計画の位置付け
 - ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画
 - ・ 気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画
 - ・ 福島県環境基本計画の個別計画
- 3 計画期間 9年間（令和4年度～令和12年度）

第2章 現状と課題

- 現状
 - ・ 2018年度(H30)の温室効果ガス排出量(調整後)は約1,512万トン。部門別CO2排出量は、多い方から、産業、運輸、民生業務、民生家庭、廃棄物。
 - ・ 2013年度(基準年度)と比較すると約358万トン（19.2%）の減少。
- 課題
 - ・ CO2排出量の3割を占める産業部門、削減量が少ない運輸、民生業務部門における対策が急務。
 - ・ 福島県2050年カーボンニュートラル実現のためには、省エネルギー対策の徹底、再生可能エネルギー等の最大限の活用、ライフスタイルの変革など、あらゆる分野でできる限りの対策が必要。

第3章

地球温暖化対策を進めるに当たっての目標

- 地球温暖化対策に関する基本的な考え方

【基本目標】

県民総ぐるみの地球温暖化対策の推進による福島県2050年カーボンニュートラルの実現

【基本姿勢】

- ① 県民総ぐるみの省エネルギー対策の徹底
 - ② 再生可能エネルギー等の最大限の活用
 - ③ 二酸化炭素の吸収源対策の推進
 - ④ 気候変動への適応の推進（適応策）
- 温室効果ガスの排出抑制（緩和策）



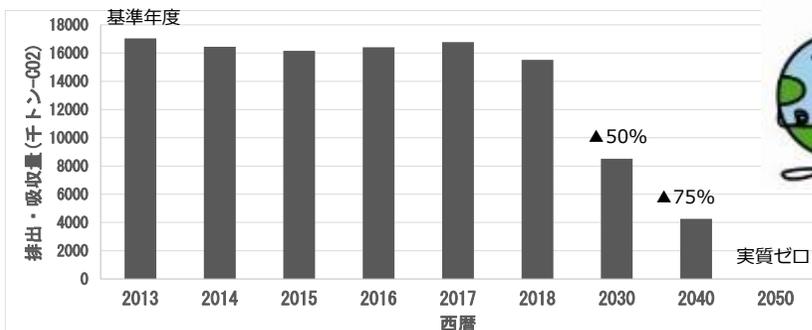
緩和策と適応策を地球温暖化対策の両輪として強力に推進

- 削減目標

【温室効果ガス排出削減目標（2013年度比）】

2030年度	2040年度	2050年度
▲50%	▲75%	実質ゼロ

※部門別の削減目標はロードマップに明示



第4章 温室効果ガス排出抑制等に関する施策

視点1 県民総ぐるみの省エネルギー対策の徹底

- (1) 分野横断
地球にやさしい“ふくしま”県民会議を中心とした県民総ぐるみの地球温暖化対策の推進 等
- (2) 産業、民生業務部門
産学官金の連携による中小企業の脱炭素化に向けた取組支援 等
- (3) 運輸部門
電動車への転換、公共交通機関の利用促進 等
- (4) 民生家庭部門
ライフスタイルの変革、電化の促進 等
- (5) 廃棄物部門
廃棄物の排出抑制等の推進、環境に配慮した製品等の購入促進 等

視点2 再生可能エネルギー等の最大限の活用

- (1) 再生可能エネルギー等の導入推進
太陽光、風力等の再生可能エネルギー導入支援、公共施設等への率先導入、水素の利活用の推進 等
- (2) 地域循環型の再生可能エネルギーの利用推進
バイオマス発電事業への支援、木質系・農業系バイオマスエネルギーの利用促進
- (3) 再生可能エネルギー導入からカーボン・オフセットへの展開
再エネ導入によるCO2削減量のクレジット化の周知、展開支援

視点3 持続的な吸収源対策の推進

- (1) 森林吸収量確保
森林整備の推進、林業就業者の育成 等
- (2) 都市緑化の推進
都市公園等の緑地拡大 等
- (3) 藻場・干潟による吸収量確保
CO2吸収や水質浄化等の多面的機能を持つ藻場・干潟の保全

視点4 環境・エネルギー関連産業の活性化

- (1) 環境・エネルギー関連産業の育成・集積
再生可能エネルギー・水素関連産業の育成・集積、再生可能エネルギー・水素関連産業を担う人材の育成 等
- (2) 環境・エネルギー関連産業のビジネスチャンスの拡大
再生可能エネルギー・水素関連分野における販路拡大・海外展開 等
- (3) 新技術の研究・開発
再生可能エネルギー・水素等関連技術開発・事業化の推進、福島イノベーション・コースト構想における実用化開発等の推進 等
- (4) 水素社会に向けた対応
燃料電池自動車等の導入の推進、水素社会実証地域モデルの形成 等

視点5 未来のための環境・エネルギー教育の推進

- (1) 環境・エネルギー教育の充実
学校教育での環境・エネルギーへの意識醸成、森林環境教育の推進 等
- (2) 指導者の養成
森林環境教育の人材育成、うつくしま地球温暖化防止活動推進員の育成

視点6 脱炭素型の地域づくりの推進

- (1) 持続可能なエネルギー社会の構築
自家消費の推進、県産再生可能エネルギーの利活用拡大 等
- (2) 環境負荷の少ないまちづくりの推進
小売商業施設の適正な配置、交通渋滞の緩和、解消 等
- (3) 港湾におけるカーボンニュートラルポートの形成



福島県地球温暖化対策推進計画 概要(3/3)

第5章 気候変動の影響に対する適応策

- 令和元年東日本台風による甚大な被害、高温による米の一等米比率の低下など、気候変動による影響がすでに顕在化。
- 避けられない気候変動の影響に適応するための「適応策」を推進。
- 「福島県の気候変動と影響の予測」及び「気候変動影響評価報告書（環境省）」等をもとに、現時点ですでに気候変動の影響が生じている、または特に気候変動の影響の大きいと考えられる分野・項目を選定。従来の4分野から7分野に拡充して適応策を推進。

No	分野	気候変動の影響	適応策
1	農業、林業、水産業	高温による一等米比率の低下、果樹の品質低下、サンマやイカナゴ等の漁場形成の縮小 等	高温による障害の少ない品種の選定や開発、水産資源調査による魚介類への影響把握 等
2	水環境・水資源	気温上昇によるダム等の水質悪化、大雨の増加、無降水日の増加による渇水の増加 等	ダム等のモニタリングと異常時の対策、ダム貯水率の迅速な情報共有 等
3	自然生態系	植物種の変化による生物多様性の損失、降雪量の減少に伴う二ホンジカ、イノシシ等の生息域拡大 等	希少種の損失防止対策、二ホンジカ、イノシシ等の捕獲 等
4	自然災害・沿岸域	令和元年東日本台風等の自然災害の増加、大雨の発生数や降雨量の増加による土砂災害の発生 等	県危機管理センターを中心とした総合的な災害対応、砂防関係施設の整備等
5	健康	熱中症搬送者数の増加、一部地域でデング熱を媒介する蚊（ヒトスジシマカ）の生息確認	新たな生活様式も踏まえた熱中症予防策や注意情報の周知、蚊に刺されない等の予防対策の周知
6	産業・経済活動	災害時のサプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞、強い台風等による再生可能エネルギー発電設備の被害、	企業の事業継続計画(BCP)策定の促進等 自立分散型の再生可能エネルギー等の導入拡大等
7	国民生活・都市生活	令和元年東日本台風による停電、水道施設等被害	電力事業者等との連携強化による停電対策の推進、水道施設等の耐災害性強化対策等

第6章 計画の推進体制及び進行管理

- 県民・事業者との連携・・・「地球にやさしい“ふくしま”県民会議」、福島県地球温暖化防止活動推進センター、うつくしま地球温暖化防止活動推進員、（仮称）福島県気候変動適応センター等との連携による県民総ぐるみの取組として推進
- 市町村との連携強化・・・地球温暖化対策地方公共団体実行計画の作成支援等
- 指標による進捗管理・・・温室効果ガス削減量及び緩和策・適応策に関する指標を設定

第7章 事業者としての県の取組

「ふくしまエコオフィス実践計画」により、職員一人一人の更なる意識向上と率先した省エネ行動の実践、再エネ由来電力の積極的な導入、公用車の電動車等への転換等に取り組むことにより、県有施設からの温室効果ガス総排出量の2013年度比50%削減を目指す。